

意匠分類記号	意匠分類の名称
J5-01	一組の自動販売機セット

対応する旧意匠分類		※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品
J5-100	一	自動販売機
参考分類・参考物品		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
J5-1000~1000AC	自動販売機	
J5-1020	券自動販売機	
J5-1021	乗車券自動販売機	
J5-110~110A	飲料自動販売機	
J5-120~120A	容器入り飲料自動販売機	
J5-130~130A	たばこ自動販売機	
再掲載指示		
分類記号	分類の名称 または 物品の名称	
この分類に含まれる物品		
一組の自動販売機セット		
定義		
自動販売機(二以上) 同時に使用される二以上の自動販売機であって組み物全体として統一があるもの。		
他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)		
物品名では分類しない。組物の要件を満たすものを分類する。 物品名が「一組の…」あっても、組物として成立しないものは分類しない。 物品名が単に「自動販売機」であっても、組物として認められる場合にはここに分類する。 分類初期付与時には機械的に物品名で判断し、最終判断は審査官が行う。(必要に応じて査定前に分類変更を行う。)		
過去に分類した物品の名称		